

| 平成26年鞍手町議会第2回定例会会議録（第1号） | | | | | | |
|--------------------------|--------------------|-------|----------|----------|------|----------|
| 平成26年 3月5日 | | | | | | |
| 招集場所 | 鞍手町役場議事堂 | | | | | |
| 開閉会日時 及び宣告 | 開 会 開 議 | | | 議 長 | | |
| | 平成26年 3月5日 午後1時00分 | | | 川野高實 | | |
| | 閉 会 開 議 | | | 議 長 | | |
| | 平成26年 3月5日 午後1時44分 | | | 川野高實 | | |
| 出席及び 欠席議員 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 の別 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 の別 |
| | 1 | 熊井照明 | 出欠 | 11 | 宇田川亮 | 出欠 |
| | 2 | 須山由紀生 | 出欠 | 12 | 岡崎邦博 | 出欠 |
| | 3 | 星正彦 | 出欠 | 13 | 栗田幸則 | 出欠 |
| | 4 | — | 出欠 | | | |
| | 出席 12人 | 5 | 田中二三輝 | 出欠 | | |
| | 欠席 0人 | 6 | 原哲也 | 出欠 | | |
| | 欠員 1人 | 7 | 川野高實 | 出欠 | | |
| | | 8 | 須藤敏夫 | 出欠 | | |
| | | 9 | 久保田正之 | 出欠 | | |
| | 10 | 武谷保正 | 出欠 | | | |
| 会議録署名 議員 | 10 | 武谷保正 | | 11 | 宇田川亮 | |

| | | | | | | |
|--|--------------------------|------|----|--------------|-------|----|
| 職出 務席 | 議会事務 局長 | 渡辺智文 | 出欠 | 議会事務 局長補佐 | 武谷朋視 | 出欠 |
| 地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名 | 町長 | 徳島眞次 | 出欠 | 会計課長 | 久保田隆一 | 出欠 |
| | 副町長 | 本松吉憲 | 出欠 | 建設課長 | 森茂樹 | 出欠 |
| | 教育長 | 水摩幸隆 | 出欠 | 企画財政 課長 | 三戸公則 | 出欠 |
| | 総務課長 | 白石秀美 | 出欠 | 上下水道 課長 | 原敏勝 | 出欠 |
| | 福祉人権 課長 | 鯨坂健二 | 出欠 | 教育課長 | 筒井英和 | 出欠 |
| | 税務住民 課長 | 藤原光徳 | 出欠 | 保険健康 課長 | 長友浩一 | 出欠 |
| | 農政環境課長 兼農業委員会 事務局長 | 篠原哲哉 | 出欠 | | | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 付議事件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会議経過 | 別紙のとおり | | | | | |

平成26年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月5日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第2号 過疎地域自立促進計画の変更
- 日程第4 議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第5号 鞍手町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第6号 福岡県立鞍手高等学校鞍手町立豊翔館授業料等徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第7号 鞍手町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第8号 鞍手町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例
- 日程第10 議案第9号 平成25年度鞍手町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第11 議案第10号 平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第11号 平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第12号 平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第13号 平成25年度鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第14号 平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第15号 平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第16号 平成26年度鞍手町一般会計予算
- 日程第18 議案第17号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第19 議案第18号 平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第20 議案第19号 平成26年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第21 議案第20号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算

- 日程第22 議案第21号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第23 議案第22号 平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第24 議案第23号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算
- 日程第25 議案第24号 平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算
- 日程第26 議案第25号 平成26年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第27 議案第26号 鞍手町道路線の認定
- 日程第28 議案第27号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定
- 日程第29 議案第28号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定

平成26年3月5日（第1日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

只今から、平成26年第2回鞍手町議会定例会を開会します。

町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

町長。

○町長 徳島 眞次君

行政報告を行います。

鞍手町土地開発公社の現況について行政報告を行います。

鞍手町土地開発公社につきましては、毎年度6月定例議会におきまして前年度の事業結果及び決算並びに当該年度の事業計画及び予算についてご報告をいたしております。

土地開発公社の実態といたしましては、平成19年3月にそれまで公社が保有していたすべての土地を鞍手町へ売却し、その後は、鞍手町が公社を介して土地を先行取得するような事業計画もなく、現在に至っております。

これまでも公社のあり方については、ご質問を頂いておりますが、公社には学校法人国際電子整備学園に対する損害金の債権があるということで解散できないとしておりました。

しかし、学校法人国際電子整備学園の代表権を持つ宮地弘剛理事長が、一昨年の平成24年5月28日に死亡されております。

理事長の死亡により債務者である学校法人国際電子整備学園は、事実上、実体のない法人となっております。

このような状況を受け、去る1月29日に公社理事会を開催し、公社の解散にむけて事務を進めたい旨を説明しております。

解散に向けての諸条件が調い次第、改めて議会にお諮りすることとなります。

以上、鞍手町土地開発公社の現況について行政報告を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で行政報告を終わります。

まず、町長より提出されております鞍手町保有仕組債の状況報告書及び第二次鞍手町男女共同参画基本計画と、監査より提出されております例月現金出納検査報告書及び定期監査結果報告書をお手元に配布しておりますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により議長において、10番議員 武谷保正君及び11番議員 宇田川亮君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から3月20日までの16日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって会期は本日から3月20日までの16日間に決定しました。

次に、日程第3 議案第2号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第3 議案第2号の1件について、提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第2号は、過疎地域自立促進計画の変更であります。

本計画の変更は、過疎地域からの自立促進を推進するため、新たな事業の追加等を行うものであります。

今回の変更の主なものは、中学校統合に伴う通学路などの町道の改修事業等で新たに6事業を追加し4事業を変更、4小学校の屋内運動場の耐震補強事業を追加及び地域文化の振興等で古月横穴保存整備事業を追加するものであります。

以上が、日程第3 議案第2号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第4 議案第3号から日程第9 議案第8号までの6件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第4 議案第3号から日程第9 議案第8号までの6件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第4 議案第3号は、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、準用河川六田川治水対策検討委員会、鞍手町立中学校跡地等利用検討委員会、鞍手町個性ある地域づくり推進計画策定委員会、鞍手町町制施行60周年記念行事企画委員会及び鞍手町子ども読書活動推進計画策定委員会を設置することに伴い、関係条文を整備するものであります。

次に、日程第5 議案第4号は、鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、鞍手町中山西区用地の全区画の売買契約が成立したことに伴い、鞍手町中山西区用地造成事業特別会計を平成26年3月31日で廃止するため、同条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第6 議案第5号は、鞍手町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、鞍手町議会議員が職務のため、外国に旅行したときの費用弁償の額を規定する

ことに伴い、関係条文を整備するものであります。

次に、日程第7 議案第6号は、福岡県立鞍手高等学校鞍手町立豊翔館授業料等徴収条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律が改正されたことに伴い、関係条文を整備するものであります。

次に、日程第8 議案第7号は、鞍手町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例であります。

本条例は、社会教育法の改正により社会教育委員の委嘱の基準を定めることに伴い、関係条文を整備するものであります。

次に、日程第9 議案第8号は、鞍手町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例であります。

本条例は、鞍手町青少年問題協議会が担う青少年の総合的施策の樹立、実施及び関係行政機関相互の連絡調整については、関係機関から意見を聴取し総合的に青少年の育成支援ができることから、当該条例を廃止するものであります。

以上が、日程第4 議案第3号から日程第9 議案第8号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第10 議案第9号から日程第16 議案第15号までの7件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第10 議案第9号から日程第16 議案第15号までの7件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第10 議案第9号は、平成25年度鞍手町一般会計補正予算(第8号)であります。

本補正予算は、国が「好循環実現のための経済対策」として、平成25年度補正予算を計上したことに伴い、新たに農業基盤整備促進事業に関する予算及び橋梁長寿命化修繕計画策定業務並びに道路ストック総合点検業務に関する予算を追加するとともに、これまでに実施した事業費の確定等による歳入歳出予算の減額等の要因について補正を行っております。

これらの財源といたしましては、国・県支出金、町債及び財政調整基金への積立金等を調整し、歳入歳出それぞれ4,454万2千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ81億6,415万3千円といたしました。

なお、補正第5号で追加計上いたしました緊急雇用創出事業、臨時特例基金事業に係る繰越明許費において補正を行うほか、今回、新たに追加した農業基盤整備促進事業などを含む5事業の予算6,348万2千円については、翌年度へ繰り越すこととして追加補正をしてお

ります。

次に、日程第11 議案第10号は、平成25年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）であります。

本補正予算は、総務費の一般管理費及び保険給付費の高額療養費の追加と、共同事業拠出金の減額に伴い、国庫支出金、県負担金、共同事業交付金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ499万3千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ24億3,371万6千円といたしました。

次に、日程第12 議案第11号は、平成25年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。

本補正予算は、後期高齢者医療保険料収入と保険基盤安定に係る繰入金の減額に伴い広域連合納付金などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ790万6千円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2億3,147万7千円といたしました。

次に、日程第13 議案第12号は、平成25年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）であります。

本補正予算は、一般会計に係る過疎対策事業債が国の地方債計画枠を超える見込みとなったことから、一般会計繰入金を1,590万円減額し、公共下水道事業債を同額の1,590万円追加する補正を行うものであります。

なお、歳入歳出の増減はありませんので、予算総額は、歳入歳出それぞれ6億9,974万3千円のままとっております。

次に、日程第14 議案第13号は、平成25年度 鞍手町中山西区用地造成事業特別会計補正予算（第3号）であります。

本補正予算は、中山西区用地B用地について、株式会社プレジール及び有限会社伊藤食品と売買契約を締結したことにより、歳入では、土地売却収入3,135万6千円を追加し、歳出では、一般会計への繰出金として同額を追加しております。

これにより、歳入歳出それぞれ3,135万6千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ8,141万9千円といたしました。

次に、日程第15 議案第14号は、平成25年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第3号）であります。

本補正予算は、国の経済対策などで建設工事が増加し、技術者や資材等の確保が非常に困難な状況で、造成工事等の進捗にも多大な影響を及ぼしています。

このことから、造成工事等の年度内完成が見込めないため、繰越明許費として、2億4,765万7千円を計上いたしております。

なお、じん芥処理場側の防音フェンス設置工事及び水道管布設工事の一部を、平成26年度事業で実施することとし、歳入歳出それぞれ2,599万円を減額し、予算総額を、歳入歳出それぞれ7億7,579万3千円といたしました。

次に、日程第16 議案第15号は、平成25年度地方独立行政法人くらて病院貸付金

特別会計補正予算（第2号）であります。

本補正予算は、過疎対策事業債が国の地方債計画枠を超える見込みとなったことから、く
らて病院に対する貸付金財源としていた過疎対策事業債7,850万円のうち550万円を
病院事業債へ振り替えたことに伴い、補正を行うものであります。

なお、歳入歳出の増減はありませんので、予算総額は、歳入歳出それぞれ3億6,625万
5千円のままとっております。

以上が、日程第10 議案第9号から日程第16 議案第15号までの7件の提案説明で
あります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第17 議案第16号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第17 議案第16号 平成26年度鞍手町一般会計予算を提案するにあたりまして
は、私が昨年掲げました9つの柱によるこれまでの取組みを踏まえながら、今後の町政運営
の基本姿勢と予算内容の概略を説明させていただきます。

まず、「鞍手町を魅力ある、住みたい町へ」を目標とする4つの柱についてであります。

第1は、子育て支援と教育振興であります。

この柱は、これからの町づくりにおいて、安心して出産し育児ができる環境づくりと、子
どもたちが生活する家庭、地域社会、学校におけるより良い教育環境が一体となって醸成さ
れるよう、教育の振興に取り組むことを掲げたものであります。

昨年4月、鞍手町立保育所の開所時間を「午前7時15分」から「午前7時」に見直しま
した。

平成26年度も状況を見ながら、さらなる見直しが必要かどうかについては、保護者の皆
さんのご要望等もお聞きしながら判断し、子育て支援に努めていきたいと考えております。

また、鞍手町障がい児保育事業費補助金制度を設け、障がい児の保育のために保育士を加
配した場合に補助金を交付することとしました。今後も、現場のご意見を伺いながら、必要
な支援策に努めていきたいと考えております。

6月には、20歳から49歳までの妊娠を希望、または予定されている女性及び妊娠して
いる女性の夫への風しん予防接種費用の助成事業に、緊急対策としていち早く取組みました。

この助成事業は、子育て支援の一環として平成26年度も継続し、多くの対象者の皆さん
に活用していただきたいと考えております。

11月には、鞍手町立鞍手中学校の校舎改築工事等に着工いたしました。

平成26年度は、開校に向けてグラウンド等を含めた外構工事等の整備を図っていく予定

としております。

また、防犯灯の設置なども含めて通学路の安全確保を図るとともに、遠距離バス通学の対象となる生徒の運賃は無料化する方針を決定しておりますので、開校に向け地域公共交通の運行体制も整備してまいります。

第2は、雇用促進であります。

この柱は、鞍手インターチェンジや（仮称）遠賀川渡河橋などの新たなインフラを生かした企業誘致を進め、雇用促進に取り組むことを掲げたものであります。

中山西区用地につきましては完売し、3つの企業を誘致することができました。

平成26年度は、本町への進出を検討されている企業を支援できるよう、インター周辺の開発環境等の整備のための受け皿づくりを進め、新たな雇用につながるような企業の誘致に努力してまいります。

第3は、地場産業の活性化であります。

この柱は、企業誘致を進めていくとともに、商工会やJAとの連携を密にしながら、地場の商店や工業の浮揚、付加価値の高い鞍手ブランド作物の開発と流通ルートを開拓し、地場産業の活性化に取り組むことを掲げたものであります。

昨年5月には、フェイスブックを開設し、町ホームページとリンクさせて情報発信を行う環境を整備いたしました。

10月には、日本自治体等連合シンガポール事務所運営協議会に加入して、シンガポールにおいて特産品の展示会を開催、12月には、特産品を取り扱うインターネット通販サイトKURATEsgをスタートさせました。

平成26年度は、官民が協力し、この分野をさらに成長させていくよう努力してまいります。

第4は、自然環境と文化財の整備であります。

この柱は、農工商の情報などとともに、本町の自然環境や文化財の魅力を発信していきけるよう条件整備に取り組むことを掲げたものであります。

昨年11月、観光によるまちづくりを目指し、核となる組織を設立するため、（仮称）鞍手町観光協会の設立発起人会を立ち上げました。

平成26年度は、観光とまちづくりを融合させた基盤となる組織の設立に向けて準備を進めるとともに、鞍手町の特性を生かしたまちづくりを推進するため、個性ある地域づくり推進事業にも取り組んでまいります。

次に、「鞍手町を老若男女すべての人が笑顔で暮らせる町へ」を目標とする5つの柱についてであります。

第1は、地域環境や住環境のインフラ整備であります。

この柱は、誰もが住みたい町であるための要素として、地域環境や住環境のインフラ整備を進めていくことが非常に重要であることから、公共下水道の普及促進、治水対策などに取り組むとともに、（仮称）遠賀川渡河橋の早期供用開始、沿線道路と通学路、六田川、県道直方・

宗像線の整備促進などに取組むことを掲げたものであります。

昨年11月には、県道直方・鞍手線の道路整備促進のため、直方市と鞍手町とで、一般県道直方・鞍手線道路整備促進協議会を設立いたしましたので、今後は関係自治体と連携し、早期完成に向け要望活動を行っていきたいと考えております。

また、12月には、準用河川六田川の治水対策を検討するため、町議会のご理解をいただき、六田川治水対策検討委員会を設立することといたしましたので、平成26年度からは、調査を行い、具体的な協議に入っていきたいと考えております。

さらに、地域環境や企業誘致のために必要なインフラの整備・拡充にも努めておりますが、平成26年度は、上水道は鞍手インターチェンジ周辺、下水道は鞍手工業団地周辺、新中学校への接続、山ヶ崎・唐ヶ崎地区の整備を進めてまいります。

第2は、福祉の充実であります。

この柱は、老々介護、独居老人の問題の解決や男女共同参画社会の構築などのほか、利便性や安定して継続できる財政負担などを総合的に勘案した地域公共交通の整備などに取組むことを掲げたものであります。

昨年4月には、孤独死の防止のため、町内の郵便局、新聞販売店、ヤマト運輸鞍手センター、セブンイレブン・ジャパン、グリーンコープ生活協同組合、九州電力に依頼し、配達業務中などに異変を感じた場合には直ちに通報をお願いする体制を構築いたしました。

平成26年度は、この体制のさらなる拡充も視野に入れるとともに、65歳以上の高齢者への肺炎球菌ワクチン接種に係る費用を助成する予定としておりますので、多くの対象者の皆さんに活用していただきたいと考えております。

また、平成26年度は、福祉関係の4つの計画、障がい者計画、第4期障がい福祉計画、第6期高齢者保健福祉計画及び子ども・子育て支援事業計画について、新規策定または見直しを行うこととしております。

第3は、医療の充実であります。

この柱は、住民の皆さんが安心して医療サービスが受けられる環境整備に取り組むことを掲げたものであります。

昨年4月、鞍手町立病院を地方独立行政法人くらて病院に移行し、安定経営と医療サービスの充実のために、理事長を先頭に職員の皆さんが一丸となって努力していただいているところであります。

平成26年度は、地方独立行政法人への移行初年度の経営状況などを、評価委員会の意見等も伺いながら精査し、地域の核となる病院として安定経営を継続できるよう努力を求めてまいります。

第4は、文化を享受できる環境の整備であります。

この柱は、町内における高速光回線の整備促進などにより情報を享受できる環境づくりを支援していくとともに、公共施設については、効率的かつ効果的な活用が図られるよう取り組むことを掲げたものであります。

現在、町内の高速光回線の整備については、複数の通信会社の企業努力により徐々に拡大しつつありますが、町内全域は網羅されておられません。今後も更なる企業努力を求めていく考えであります。

また、公共施設の活用につきましては、平成26年度は、附属機関として中学校跡地等利用検討委員会を設置し、中学校統合後の南北両中学校の跡地及び建物の活用方法等について方針をまとめていくこととしております。

第5は、町の財政健全化であります。

すべての施策は、町財政の健全化という大きな課題を克服しなければ具体化できないものであります。

しかし、歳出削減だけでは町の活性化は見込めませんので、鞍手町の文化や資源を生かし、特に企業誘致や地場産業の活性化に努めながら、自主財源の確保に取り組んでいく考えであります。

ここからは、平成26年度鞍手町一般会計予算の編成内容の主なものについて述べさせていただきます。

まず、2款 総務費では、鞍手町の特性を活かしたまちづくりを推進するため、新たに個性ある地域づくり推進事業費512万7千円を計上しております。

次に、3款 民生費では、臨時福祉給付金事業で5,836万円、子育て世帯臨時特例給付金事業で1,974万8千円を新たに計上しております。

また、子育て支援として平成25年度から取り組んでおります障がい児保育事業及び保育士等処遇改善臨時特例事業は、平成26年度も引き続き実施することとして合わせて317万5千円を計上しております。

次に、4款 衛生費では、平成25年度から取り組みました風しん緊急対策事業も、引き続き行うこととして126万円を計上しております。

また、平成26年度から新たに65歳以上の高齢者への肺炎球菌ワクチン接種に対する助成を行うこととして383万円を計上しております。

次に6款 農林水産業費では、新たに農業基盤整備促進事業で6,105万円を計上しております。

次に7款 商工費では、地域経済の活性化のため地域振興券の助成予算を当初から計上し、その枠も4,000万円分に対する補助金に拡大しております。

次に8款 土木費では、通学路を含む町道の改修事業等の追加事業等を含み、道路橋梁費で7,776万5千円増額となる3億993万2千円を計上するとともに、治水対策費に六田川の治水対策に伴う調査測量委託料として500万円を計上しております。

次に9款 消防費では、生徒の通学の安全を確保するとともに節電対策として、防犯灯の新設及び電球のLED化の整備事業費1億460万円を計上しております。

次に10款 教育費では、新中学校の整備事業の最終年度として、グラウンド等の外構工事等に伴う予算5億25万5千円を計上しております。

また、耐震補強工事が必要な4小学校の屋内運動場の実施設計委託料3,422万4千円を計上しております。

以上が、平成26年度の主な施策に対する歳出予算であります。

一方これに対する歳入につきましては、消費税率引き上げに伴い地方消費税交付金が3,500万円増額となったものの、自主財源では、平成25年度と同額程度となり、依然として地方交付税や国庫支出金や町債などの依存財源に頼らなければならない予算構成となっております。

特に、地方交付税では国の財源が1%減額となっていることから、3,000万円の減額計上をしているほか、消費税率引き上げに関連し、自動車取得税率が引き下げられたことに伴い自動車取得税交付金も1,000万円を減額計上しております。

町債においては、新中学校統合の整備事業のうち、平成26年度に実施する外構工事等につきましては、過疎対策事業債の対象事業とならないことから、新中学校整備事業に係る一般財源分1億4,240万3千円を含む平成26年度予算編成に係る財源不足分4億6,939万7千円は、財政調整基金から繰り入れることにより歳入歳出予算を調製しております。

その結果、平成26年度一般会計予算総額は、歳入歳出それぞれ72億4,674万4千円としております。

これは、平成25年度の当初予算78億6,458万3千円と比較しますと、額にして6億1,783万9千円、率にして7.86%の減額となっております。

以上のような基本的な考え、財政状況を踏まえながら、平成26年度当初予算を編成いたしました。

当会期中に提案する関連議案とともに、ご審議の上、ご協賛賜りたく、以上、平成26年度一般会計予算の提案にあたり、今後の町政運営の基本姿勢と、予算編成方針を申し述べ、提案説明といたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第18 議案第17号から日程第26 議案第25号までの9件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第18 議案第17号から日程第26 議案第25号までの9件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第18 議案第17号は、平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算であります。

本予算は、保険給付費の療養諸費及び高額療養費、後期高齢者支援金等の増加による国庫支出金、療養給付費交付金、県支出金などの関係項目を調整し、予算総額を、歳入歳出それ

ぞれ22億950万3千円としております。

次に、日程第19 議案第18号は、平成26年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算であります。

本予算は、後期高齢者医療保険料、保険基盤安定繰入金、繰越金の増加による後期高齢者医療広域連合納付金などの関係項目を調整し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2億4,490万4千円としております。

次に、日程第20 議案第19号は、平成26年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算であります。

本予算は、貸付回収金を一般会計へ繰り出すこととして、予算総額を、歳入歳出それぞれ84万5千円としております。

次に、日程第21 議案第20号は、平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算であります。

本予算は、古月処理分区、中山処理分区及び西川処理分区の面整備に係る工事費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ7億9,542万円としております。

次に、日程第22 議案第21号は、平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、町内11個所のかんがい揚排水機場の年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ5,546万1千円としております。

次に、日程第23 議案第22号は、平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、谷山池斜樋操作場・谷山池パイプラインの施設について、年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ926万2千円としております。

次に、日程第24 議案第23号は、平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計予算であります。

本予算は、泉水団地改良住宅移設事業の最終年度であるため、住宅の建設及び外構工事として、道路の舗装工事・フェンスの設置・給水管の布設等の工事費並びに移転後の既存住宅の解体工事費などを計上し、予算総額を、歳入歳出それぞれ5億9,766万2千円としております。

次に、日程第25 議案第24号は、平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算であります。

本予算は、病院事業債、過疎対策事業債の貸付け及び金融機関への償還などを主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ3億2,373万8千円としております。

次に、日程第26 議案第25号は、平成26年度鞍手町水道事業会計予算であります。

本予算は、前年度に続き厳しい経営状況の予算編成となりました。

予算第3条収益的収入及び支出では、水道事業収益3億4,791万7千円に対し、水道事業費用3億7,201万2千円で差引2,409万5千円の赤字予算を計上しております。

次に、予算第4条資本的収入及び支出では、資本的収入1,402万4千円に対し、資本的支出1億331万7千円で差引8,929万3千円の不足となりますが、不足額につきましては当年度分損益勘定留保資金から補填することにしております。

以上が、日程第18 議案第17号から日程第26 議案第25号までの9件の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第27 議案第26号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第27 議案第26号について、提案説明を申し上げます。

日程第27 議案第26号は、鞍手町道路線の認定であります。

本路線は、亀ノ甲団地線であり、道路区域が確定したことに伴い、町道として認定するものであります。

以上が、日程第27 議案第26号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第28 議案第27号及び日程第29 議案第28号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第28 議案第27号及び日程第29 議案第28号の2件について、一括して提案説明を申し上げます。

日程第28 議案第27号及び日程第29 議案第28号は、鞍手駅関連施設の指定管理者の指定であります。

この二議案は、鞍手駅関連施設のうち、乗車券販売等の駅業務、駅管理棟の維持管理業務等を行っている九州旅客鉄道株式会社及び駐車場の管理運営、駐輪場などの維持管理業務等を行っている株式会社駅レンタカー九州の指定管理者としての指定期間が、本年3月31日をもって満了することに伴い、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年の期間、両社を再度、当該施設の指定管理者として指定するものであります。

以上が、日程第28 議案第27号及び日程第29 議案第28号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 川野 高實君

本案に対する質疑は後日行います。

この際休会についてお諮りします。

明日6日から9日までの4日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日6日から9日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれを持って散会します。

散会 13時44分